

2017年4月28日 全11頁

トランプ政権 100 日の進捗状況と評価

大統領令を駆使も、議会運営に苦戦し立法は進まず

ニューヨークリサーチセンター
エコノミスト 橋本 政彦
主任研究員 鳥毛 拓馬

[要約]

- トランプ大統領は 2017 年 4 月 29 日を以て、1 月 20 日の就任から 100 日を迎える。トランプ大統領は選挙期間中に大統領就任後 100 日間で達成する政策目標のリストを公表し、大統領選挙の直後の 11 月 21 日にはその内容を強調する動画を公表していた。本レポートでは公約を改めて振り返った上で、トランプ大統領の 100 日間を総括する。
- 大統領就任後 100 日間の政策の進捗状況を概観すると、大統領権限で進められる政策については、トランプ大統領は概ね事前の公約通りに、迅速に実行に移してきたと言える。これに対して、議会の協力が必要となる政策については進展が見られず、大統領単独による政策の実施には限界があることを露呈したと言える。オバマケアの撤廃・置換を巡る議論においては、民主党との対立に加えて、共和党内での意見調整の難しさが浮き彫りとなり、政権の政策遂行能力に対する疑念が高まる結果となった。
- 先行きに関して、トランプ大統領は、大統領令で実行可能な政策案件については、これまで同様に大統領令を駆使して対応を進めていく公算が大きい。他方、議会の協力が必要となる財政政策などの法案作成については、引き続き苦戦を強いられる可能性が高いだろう。
- 目先の注目点としては、4 月 26 日に公表された税制改革案を受けて、5 月に公表される予定の予算教書がどのような内容となるかだが、トランプ大統領による税制改革案が盛り込まれた予算教書の内容がそのまま実現するとは考え難い。

トランプ大統領就任から 100 日

トランプ大統領は 2017 年 4 月 29 日を以て、1 月 20 日の就任から 100 日を迎える。大統領の就任後 100 日間は通常「ハネムーン期間」と呼ばれ、前政権の引継ぎなどを行う猶予期間とされ、野党や報道等からの厳しい批判は避けられる一方、100 日経過後には、その成果を評価されるのが慣例となっている。トランプ大統領は選挙期間中に大統領就任後 100 日間で達成する政策目標のリストを公表し、大統領選挙直後の 11 月 21 日にはその内容を強調する動画を公表していた。トランプ大統領は就任 100 日という節目に関して、SNS を通じて「ばかげた基準 (ridiculous standard)」と批判しているが、本レポートでは公約を改めて振り返った上で、トランプ大統領の 100 日間を総括する。

トランプ政権の公約実行の総合評価

トランプ大統領が事前に掲げていた公約は、大きく二つに分けられる。一つは「就任初日から取り組む措置」であり、もう一つは「100 日以内の立法化を目指す法的措置案」である（図表 1）。

まず、就任初日から取り組む措置について見ると、就任初日には実行されなかったものが大半であるが、多くの政策が大統領令により順次、実行に移されている。具体的な政策としては、TPP からの離脱や、規制緩和、移民政策の厳格化、政治腐敗対策などが挙げられる。

他方、100 日以内の立法化を目指していた法的措置については、ほとんど実現していない。政権の発足以降、トランプ大統領および共和党は、オバマ前大統領のレガシーであるオバマケアの撤廃・置換を最優先事項として進めてきた。この結果、他の法的措置にまで手が回らなかった。加えて、優先的に進めてきたオバマケアの撤廃・置換についても、議会への法案提出まで漕ぎ着けたものの、採決を前に法案は撤回され、100 日以内に立法化することができなかった。ただし、立法化を目指とした措置の一部、例えばコミュニティの安全確保や政治腐敗対策などに関しては、大統領令で対応している。

大統領就任後 100 日間の政策の進捗状況を概観すると、大統領権限で進められる政策については、トランプ大統領は概ね事前の公約通りに、迅速に実行に移してきたと言える。それらの政策が米国にとって良いか否かは別として、公約の実現という意味においては一定の成果を上げていると評価できよう。移民政策など、国民からの反対によって修正を迫られた政策もあるものの、大統領の主張自体は総じて選挙時の公約から変わっていない。

これに対して、議会の協力が必要となる政策については進展が見られず、大統領単独による政策の実施には限界があることを露呈したと言える。選挙の結果、大統領所属政党および上下院の多数党の全てを共和党が確保したため、政策運営が円滑になることが期待されていた。だが、オバマケアの撤廃・置換を巡る議論においては、民主党との対立に加えて、共和党内での意見調整の難しさが浮き彫りとなり、政権の政策遂行能力に対する疑念が高まる結果となった。

図表1 トランプ大統領の公約と進捗状況

大統領就任初日から取り組む措置		進捗状況 (◎：着手済、△：一部着手済、×：未着手)	
ワシントンD.C.の政治腐敗や特別利益団体の一掃			
全ての議員の任期に制限を課すための憲法修正案		×	
連邦職員数自然減のための採用凍結（除く軍隊、公共安全、公衆衛生）		△	大統領令（2017/1/23）→その後凍結を解除（2017/4/12）
新たな規制を導入するごとに、2つの既存規制を撤廃		◎	大統領令（2017/1/30）
ホワイトハウス、議会関係者が公職を離れてから5年間はロビイストになることを禁止		◎	大統領令（2017/1/28）
ホワイトハウス、議会関係者が外国政府のためのロビー活動をするを永久禁止		◎	大統領令（2017/1/28）
海外のロビイストが米国選挙のために資金調達することを完全に禁止		×	
米労働者の保護			
NAFTAの再交渉、もしくは第2205条に基づく脱退		△	米通商代表部が議会に原案提出
TPPからの離脱		◎	大統領令（2017/1/23）
中国を為替操作国と認定するよう財務長官に指示		×	為替報告書（2017/4/14）では認定されず
アメリカの雇用に不当に影響を与える貿易不正行為を明らかにし、米国法および国際法によるあらゆる手段で即座に停止させるよう商務長官、通商代表部に対して指示		◎	大統領令（2017/3/31）
50兆ドル分に相当するエネルギー産業に対する産出規制の撤廃		◎	大統領令（2017/3/28）
オバマ、クリントンによる障害を取り除き、キーストーンパイプラインのようなエネルギーインフラ計画を進展させる		◎	大統領令（2017/1/24）
国連気候変動プログラムに対する支払いを取り消し、米国の水資源、環境インフラの整備に利用		△	気候変動関連プログラムへの資金拠出を中止する大統領予算案を提出
治安と憲法上の法規範の復活			
オバマ大統領による憲法違反の大統領令、メモランダムを廃止		△	具体的に何を指しているか不明だが、オバマ前大統領による大統領令の一部を廃止
スカリア判事の後任として、憲法を守る20名のリストからの選出を開始		◎	ゴースッチ判事を指名、2017/4/7に上院で承認
（不法移民の）「聖域都市」に対する連邦資金の停止		◎	大統領令（2017/1/25）
200万人の犯罪歴のある不法移民の排除を開始し、受け入れない国に対するビザ発給の停止		△	大統領令（2017/1/25）、ビザ発給は停止せず
審査が安全に行われないテロ多発地域からの移民の受け入れの留保		◎	大統領令（2017/3/6）
100日以内の立法化を目指す法的措置案		進捗状況 (◎：着手済、△：一部着手済、×：未着手)	
中間層への減税と簡素化（Middle Class Tax Relief and Simplification Act）		×	大統領案を公表（2017/4/26）
海外移転の禁止（End of Offshoring Act）		×	
エネルギー、インフラ投資（American Energy and Infrastructure Act）		×	
学校選択と教育機会（School Choice and Education Opportunity Act）		×	
オバマケアの撤廃、置換（Repeal and Replace Obamacare Act）		△	法案提出も、共和党内の調整が進まず撤回
育児・介護支援（Affordable Childcare and Eldercare Act）		×	
不法移民の停止（End Illegal Immigration Act）		×	
コミュニティの安全確保（Restoring Community Safety Act）		×	
国家の安全保障回復（Restoring National Security Act）		×	
政治腐敗対策（Clean Up Corruption in Washington Act）		×	

(出所) トランプ大統領公式ウェブサイト、ホワイトハウス、各種報道等より大和総研作成

個別政策の進捗状況

人事案件

大統領が指名する人事の承認権を与えられている上院で共和党が多数を占めているものの、人事案件は停滞している。閣僚については、未だ、USTR（米国通商代表部）代表と労働長官が決まっていない。なお、USTR 代表には、同元次席代表のロバート・ライトハイザー氏、労働長官には、フロリダ国際大学法科大学院長のアレクサンダー・アコスタ氏がそれぞれ指名されている。

トランプ大統領が指名し、上院が承認する必要がある重要ポスト 556 のうち、実際に承認されたのは 24 人であり、468 のポストはまだ指名もされていないという状況である（2017 年 4 月 26 日時点）¹。オバマ政権発足後 100 日時点では、69 人が承認されていたことと比べると、トランプ政権の人事承認は大幅に遅れている。

トランプ大統領就任後 100 日間で注目された人事としては、2017 年 4 月 7 日、上院において、保守派とされているニール・ゴースッチ氏が連邦最高裁判事として承認されたことである。これにより、最高裁判事全 9 人のうち、保守派 5 人、リベラル派 4 人の陣容となった。保守派が多数となったことにより、政策に対する最高裁判決の影響が大きいとされる米国において、保守化傾向が強まる可能性がある。

4 月に金融規制担当のタルーロ理事が辞任し、三つの空席が生じている FRB（連邦準備制度理事会）理事については、トランプ大統領は新たな指名を行っていない。

社会保障・ヘルスケア²

トランプ政権はオバマケアの撤廃・置換を最優先課題とし、大統領就任以前から議会共和党と一丸となって取り組んできた。議会共和党は 2017 年 1 月 3 日に始まった第 115 回連邦議会の初日に、上院でオバマケアの大半を無効化する計画日程表を提示し、1 月 12 日には法律案の策定を主要な委員会に指示する案を可決した。また、トランプ大統領は就任初日の 1 月 20 日に、オバマケアの撤廃・置換に向けた大統領令³に署名した。

トランプ大統領は、オバマケアの完全撤廃ではなく、一部の条項、例えば、子どもが 26 歳まで扶養家族として親の保険に加入できる規定や、保険会社が病歴を理由に保険加入を拒否する

¹ ワシントンポストおよびパートナーシップ・フォー・パブリックサービスの調べによる。

<https://www.washingtonpost.com/graphics/politics/trump-administration-appointee-tracker/database/>

² オバマケアの撤廃・置換に関する議論については、上野まな美「オバマケアからトランプケアへ向かう米国」（2017 年 4 月 25 日付大和総研レポート）参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/overseas/usa/20170425_011934.html

³ “Executive Order Minimizing the Economic Burden of the Patient Protection and Affordable Care Act Pending Repeal”（2017 年 1 月 20 日）

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/20/executive-order-minimizing-economic-burden-patient-protection-and>

ことを禁止する規定などについては残すべきであると主張している。こうした大統領の意向を踏まえ、下院共和党は3月6日に、オバマケアを撤廃・置換する法案を議会に提出した。新たな法案には、保険加入の義務付けを廃止するとともに、連邦補助金の削減や、オバマケアによって拡大されたメディケイドの対象者を縮小することなどが盛り込まれた。

しかし、この法案に対して、民主党が強硬に反対したのと同時に、共和党内からも、オバマケアの完全撤廃を求める保守派と、保険加入の義務付け撤廃による無保険者の増加を懸念した穏健派の双方から反対されることになった。党内からの反発により可決の目途が立たなかったため、3月27日、採決の直前に法案は撤回された。法案の撤回以降も、トランプ大統領および、共和党指導部などは、オバマケア撤廃・置換に向けた議論を続けていくことを表明している。

移民政策

トランプ大統領は就任間もない2017年1月25日に、メキシコ国境沿いに壁を建設するよう国土安全保障省などに指示する大統領令⁴、およびいわゆる「聖域都市（sanctuary jurisdictions）」とされる不法移民に寛容な都市への連邦資金の交付を停止する大統領令⁵に署名した⁶。

続く1月27日には、シリア、イラク、イラン、リビア、ソマリア、スーダンおよびイエメンの7ヶ国の国籍を有する者の入国を90日間、また、全ての難民の受け入れを120日間（シリア難民は無期限）、それぞれ停止する大統領令⁷に署名した。だが、大統領令発出から間もない1月30日には、ワシントン州がシアトル連邦地方裁判所に対し、イスラム教徒の多い特定の国からの入国を制限する大統領令は、信仰の自由を規定する憲法に違反するなど主張して大統領令の無効を求めて提訴し、同時に大統領令の効力の一時差止めを申し立てた。

2月3日、シアトル連邦地裁は、大統領令の全米での一時差止めを命じた。2月4日、トランプ政権は差止めを不服として、カリフォルニア州サンフランシスコ連邦控訴裁判所に決定の取消しを申し立てたが、サンフランシスコ連邦控訴裁判所は2月9日、申立てを退けて連邦地裁の決定を支持した。これに対し、トランプ政権は最高裁に上訴はせず、3月6日に、トランプ大統領は入国制限に関する大統領令自体を撤回し、対象国からイラクを除くなどして、新たな入

⁴ “Executive Order: Border Security and Immigration Enforcement Improvements” (2017年1月25日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/25/executive-order-border-security-and-immigration-enforcement-improvements>

⁵ “Executive Order: Enhancing Public Safety in the Interior of the United States” (2017年1月25日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/25/presidential-executive-order-enhancing-public-safety-interior-united>

⁶ カリフォルニア州サンフランシスコ市などは、当該大統領令は憲法違反であるとして一時差止めを求め提訴していた。これに対し、4月25日、サンフランシスコ連邦地方裁判所は、一時差止めの仮処分決定をしている。

⁷ “EXECUTIVE ORDER: PROTECTING THE NATION FROM FOREIGN TERRORIST ENTRY INTO THE UNITED STATES”
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/27/executive-order-protecting-nation-foreign-terrorist-entry-united-states>

国制限に関する大統領令⁸を発出した。もっとも、この大統領令に対しても、ハワイ州などが一時差止めなどを求めて提訴し、ホノルル連邦地方裁判所が、発効の一時差止めを命じる仮処分を出すなどの動きが続いている。

通商政策

オバマ政権が交渉を続けてきた TPP については、トランプ大統領は事前の公約通り、永続的に離脱するとして大統領覚書⁹に1月23日に署名し、1月30日には USTR が、TPP 幹事国および署名各国に正式に離脱する旨を通知した。NAFTA については、再交渉するという公約は変更されていないが、外交交渉権限を持つ USTR 代表に指名されたライトハイザー氏の人事が上院での同意を得られておらず進展していない。

トランプ大統領は、ホワイトハウスとしては初めての通商政策の統括組織となる、国家通商会議 (National Trade Council : NTC) を新設し、ピーター・ナバロ氏を責任者に据えた。トランプ政権の通商政策はピーター・ナバロ氏とウィルバー・ロス商務長官が2016年9月に公表したレポート¹⁰の影響を強く受けている。3月1日に USTR が公表した通商政策のアジェンダ¹¹もこのレポートの内容を色濃く反映したものとなっており、米国民にとってより自由でより公正な形で貿易を拡大し、それによって米国の成長を促進、雇用を創出し、貿易相手国との互惠関係を促進するとしている。また、そのための手段として、多国間交渉よりも二国間交渉を重視することを明示している。

こうした考えに基づき、トランプ大統領は3月31日に、貿易上の不正や、為替相場の不均衡など、貿易赤字の原因の特定を指示する大統領令¹²を発出した。また、4月18日に発出された米国製品の購入や米国民の雇用を促す大統領令でも、鉄鋼輸入が安全保障を脅かすかを判断するための調査を指示しており、輸入制限の発動を示唆する内容となっている。

通商政策に関連して、為替相場についてトランプ大統領はドルが過大に評価されているとし、ドル高をけん制する発言を繰り返している。トランプ大統領は中国を為替操作国に認定するよ

⁸ “Executive Order Protecting The Nation From Foreign Terrorist Entry Into The United States” (2017年3月6日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/03/06/executive-order-protecting-nation-foreign-terrorist-entry-united-states>

⁹ “Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement” (2017年1月23日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/23/presidential-memorandum-regarding-withdrawal-united-states-trans-pacific>

¹⁰ Peter Navarro and Wilbur Ross “Scoring the Trump Economic Plan: Trade, Regulatory, & Energy Policy Impacts” (2016年9月29日)

¹¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/march/annualreport17>

¹² “Presidential Executive Order on Establishing Enhanced Collection and Enforcement of Antidumping and Countervailing Duties and Violations of Trade and Customs Laws” (2017年3月31日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/03/31/presidential-executive-order-establishing-enhanced-collection-and>

う財務長官に指示すると公約していたが、4月14日に出されたトランプ大統領就任後初となる為替報告書¹³では、中国は為替操作国とは認定されなかった。なお、同報告書においては、中国、日本、韓国、台湾、ドイツ、スイスの6地域が監視対象に指定されている。

規制緩和

規制緩和に関して、トランプ大統領は大統領令を多く発出し、事前の公約に沿った改革を進めている。まず、2017年1月30日には、連邦政府が新たに規制を設ける場合、既存の規制を少なくとも二つ廃止することを求める大統領令¹⁴に署名した。続いて2月24日には、連邦政府の各機関に規制緩和に向けた作業チームの設立を求め、廃止および緩和が適当である規制を明らかにした上で、90日以内に報告書を提出することを指示する大統領令¹⁵を発出した。

また、個別の産業を対象とした規制緩和についてもトランプ大統領は大統領令を駆使して積極的に取り組んでいる。エネルギー産業関連では、オバマ前大統領が反対し建設許可を保留していたキーストーンXLパイプライン、およびダコタ・アクセスパイプラインの建設を推進する大統領覚書¹⁶に1月24日に署名した。これに加えて、オバマ前大統領が制定した環境規制を撤廃する大統領令¹⁷や、地球温暖化対策を見直し化石燃料を推進する大統領令¹⁸にも署名している。トランプ大統領が重視する製造業関連では、製造業に対する連邦規制の影響を再評価するよう指示した大統領覚書¹⁹を発出している。

¹³ “Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States” (2017年4月14日)
<https://www.treasury.gov/resource-center/international/exchange-rate-policies/Documents/2017-04-14-Spring-2017-FX-Report-FINAL.PDF>

¹⁴ “Presidential Executive Order on Reducing Regulation and Controlling Regulatory Costs” (2017年1月30日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/30/presidential-executive-order-reducing-regulation-and-controlling>

¹⁵ “Presidential Executive Order on Enforcing the Regulatory Reform Agenda” (2017年2月24日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/24/presidential-executive-order-enforcing-regulatory-reform-agenda>

¹⁶ “Presidential Memorandum Regarding Construction of the Keystone XL Pipeline” (2017年1月24日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/24/presidential-memorandum-regarding-construction-keystone-xl-pipeline>

“Presidential Memorandum Regarding Construction of the Dakota Access Pipeline” (2017年1月24日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/24/presidential-memorandum-regarding-construction-dakota-access-pipeline>

¹⁷ “Presidential Executive Order on the Revocation of Federal Contracting Executive Orders” (2017年3月27日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/03/27/presidential-executive-order-revocation-federal-contracting-executive>

¹⁸ “Presidential Executive Order on Promoting Energy Independence and Economic Growth” (2017年3月28日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/03/28/presidential-executive-order-promoting-energy-independence-and-economic-growth>

¹⁹ “Presidential Memorandum Streamlining Permitting and Reducing Regulatory Burdens for Domestic Manufacturing” (2017年1月24日)
<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/24/presidential-memorandum-streamlining-permitting-and-reducing-regulatory-burdens-for-domestic-manufacturing>

金融規制改革

金融規制に関しては、2017年2月3日に大統領令(米国金融システム規制のための中核原則)²⁰が発出された。この中核原則は、トランプ政権の金融規制に対する考え方を示したと同時に、財務長官に対し120日以内に、現行の金融規制が中核原則に沿ったものであるか否かにつき、再点検を行うことを求めたものである。

さらに、4月21日にもトランプ大統領は、ムニューシン財務長官に対しドッド・フランク法の主要な規定である、「整然清算権限」(Orderly Liquidation Authority: OLA) および「金融安定監督評議会」(Financial Stability Oversight Council: FSOC) に関して、二つの大統領覚書を発出した。覚書では、財務長官に対し、OLAの見直しを行い、覚書の公表日から180日以内に大統領に報告することを求めている。この見直しを行うにあたっては、①米国の金融の安定における破綻した金融会社の潜在的な悪影響、②OLAを使用する枠組みが前述の米国金融システム規制のための中核原則に示された原則と一致するか、③OLAが、債権者、取引相手方および株主の過度のリスクテイクにつながるか、④市場参加者に、金融会社が「大き過ぎて潰せない」と信じさせるか、⑤現行の破産法を改正した新しい破産法により破綻した金融会社の問題を処理した方が優れているか、といった点が考慮されるべきであるとしている。

また、財務長官は、今回の覚書で要求された見直しと報告が完了するまで、ドッド・フランク法に基づく決定(対象金融会社についてFDICを管財人として任命すべき一定の基準の全てに該当することの決定)を差し控えることとしている。

一方、FSOCに関する覚書は、FSOCによるFRBの監督対象となるノンバンク金融会社の決定やシステム上重要な金融市場公益企業または資金資産決済業務の指定に関する手続きについて見直しを求めるものである。具体的には、財務長官に対し180日以内に、当該手続きに関し十分に透明であるか、当該金融機関等に対して十分な適正手続きが与えられているか、市場参加者に対して、「連邦政府が、金融機関等が破産しないよう保護している」という見通しを与えているかなどの点を考慮した見直しを行い、大統領に報告することを求めている。

また、その報告に際しては、当該手続きに係るFSOCの活動が前述の中核原則に一致しているかについて評価し、中核原則に一致するために法律あるいは規則の改正案を提案するよう指示している。さらに、OLAに関する覚書と同様に、見直しと報告が終わるまで、原則としてノンバンク金融会社の決定などの手続きを行ってはならないことを指示している。

なお、現在発出されている金融規制に関する大統領令においては、法規制の点検が指示され

[ting-and-reducing-regulatory](#)

²⁰ “Presidential Executive Order on Core Principles for Regulating the United States Financial System” (2017年2月3日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/03/presidential-executive-order-core-principles-regulating-united-states>

なお、中核原則の具体的な内容については、鳥毛拓馬「ドッド・フランク法の再点検」(2017年3月31日付大和総研レポート)参照。

https://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170331_011870.html

ているものの、現時点で具体的な金融規制改正の法案は公表されていない。この点、昨年 9 月に下院に提出され、ドッド・フランク法の改正案と認識されている、共和党ジェブ・ヘンサーリング下院金融サービス委員長が提案している“The Financial CHOICE Act”の改訂版が近々公表されると報じられており、具体的な金融規制のゆくえについてはこの法案と大統領令による財務長官の報告に注目すべきであろう。

税制改革

トランプ政権における政策の目玉の一つと言える税制改革の議論はここまで遅れている。ムニューシン財務長官は 2017 年 4 月 17 日時点で、マスコミのインタビューに対して、8 月までに税制改革案を議会で通過させるのは「強引か、非現実的」とし、税制改革の日程が遅れる可能性を示唆していた。しかし、トランプ大統領は税制改革を早期に進めるための大統領令²¹に 4 月 21 日に署名、2016 年以降に実施された税関連の規制を検証し、60 日以内に報告することを財務長官に求めている。

こうした措置を受け、トランプ政権は大統領就任 100 日を直前に控えた 4 月 26 日に税制改革案を公表した。同案では、法人税に関して、連邦法人税の最高税率を現行の 35% から 15% へと大幅に引き下げることが提案された。議会共和党が提案しているいわゆる国境調整税については、盛り込まれなかった。また、個人税については、所得税の税率の区分を 3 段階へと簡素化した上で、最高税率を現行の 39.6% から 35% へと引き下げ、基礎控除を現行から倍増する一方、州税・地方税などの所得控除の廃止が提案された。

トランプ大統領は 3 月 16 日に大統領予算の骨子²²を公表しているが、ここでは毎年の予算審議によって予算権限が決定される裁量的経費の方針のみ示されている。4 月 26 日に発表された税制改革案を踏まえた予算の全体像を示す予算教書は 5 月中にも提出される見通しである。

インフラ投資

大統領就任直後の 1 月 24 日には、優先順位の高いインフラ計画の環境評価を迅速に行うことを求めた大統領令²³に署名しているが、公的支出によるインフラ投資については議論が進展していない。2 月 28 日に行った両院合同議会におけるトランプ大統領の演説では、官民での資金に

²¹ “Presidential Executive Order on Identifying and Reducing Tax Regulatory Burdens” (2017 年 4 月 21 日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/04/21/presidential-executive-order-identifying-and-reducing-tax-regulatory>

²² https://www.whitehouse.gov/sites/whitehouse.gov/files/omb/budget/fy2018/2018_blueprint.pdf

²³ “Executive Order Expediting Environmental Reviews and Approvals For High Priority Infrastructure Projects” (2017 年 1 月 24 日)

<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/01/24/executive-order-expediting-environmental-reviews-and-approvals-high>

よって 1 兆ドル規模のインフラ投資を行うという、選挙時からの主張を改めて強調したが、具体的な財源などについては言及されなかった。

今後の注目点～党内外の意見調整で大胆な改革は困難

トランプ大統領は、大統領令で実行可能な政策案件については、これまで同様に大統領令を駆使して対応を進めていく公算が大きい。他方、議会の協力が必要となる財政政策などの法案作成については、引き続き苦戦を強いられる可能性が高いだろう。

上院での採決に際して、民主党による議事妨害（フィリバスター）が行われた場合、共和党がこれを回避するためには、全議員の 5 分の 3、すなわち 60 人以上の同意が必要となるが、共和党の議席数は 52 であり、これを満たしていない。ゴースッチ最高裁判事の上院承認の際には、過半数の同意でフィリバスターを回避できるよう規則変更が行われた（いわゆる「核のオプション」の行使）。しかし、これは人事承認に限定して規則変更が認められているものであり、法案採決に際してフィリバスターを回避するためには、原則通り 60 人以上の同意が必要であり、民主党の協力が不可欠となる。

加えて、トランプ政権は、共和党内での意見対立にも対応していく必要がある。民主党からの合意を得られやすい政策、例えば、インフラ投資などについては超党派での合意が得られやすい半面、共和党保守派の反発を招く可能性が高い。共和党保守派の下院議員によって構成されるフリーダム・コーカスが採決において一定の影響力を持つことは、オバマケア撤廃・置換に関する法案が撤回に追い込まれたことから明らかになっている。こうした共和党内での意見対立に鑑みると、議会の同意が必要となる政策に関して、大胆な改革を実施することは困難と考えられる。

図表 2 2017 年の主要政治日程

2017年 1月3日	第115回連邦議会開会
1月20日	新大統領就任
2月28日	両院合同会議での施政方針演説
3月16日	予算教書骨子公表
3月16日	債務上限適用再開
4月14日	為替報告書公表
4月26日	税制改革大統領案概要公表
4月28日	2017会計年度暫定予算期限
4月29日	トランプ大統領就任100日
5月	予算教書公表
8月	連邦議会休会
9月頃	債務上限のやり繰り期限
10月1日	2018会計年度開始
10月	為替報告書公表

（出所）各種報道等より大和総研作成

目先の注目点は、4月26日に公表されたトランプ大統領による税制改革案を受けて、5月に公表される予定の予算教書の内容である。もっとも、その税制改革案が盛り込まれた予算教書の内容がそのまま実現するとは考え難い。

4月28日を暫定予算の期限とする2017年度予算審議では、与野党が合意せず、2013年以来の政府機関一部閉鎖の可能性が取りざたされている。期限直前になって共和党が妥協したことで与野党が合意し、政府機関の閉鎖は回避される公算が大きい。同様の事態は2018年度予算審議においてもあり得る。

仮に2018年度予算が成立せず、政府機関の閉鎖という事態に陥った場合、批判の矛先はトランプ大統領および上下院の過半数を握る共和党に向けられる。このような事態を回避するため、共和党は2018年度予算審議において強硬な姿勢を貫きづらいただろう。

その上、秋ごろには3月16日に適用が再開された連邦債務上限に達する見通しであり、デフォルト回避のために議会は債務上限問題に優先的に取り組む必要がある。8月は議会が休会となることも考慮すると、2018年度予算審議にかけられる時間は少ない。

トランプ政権による財政政策に対する期待感はまだ根強いが、早期の実現に向けたハードルは高い。

— 以 上 —